

子ども・子育て会議（第44回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第44回）

議 事 次 第

日 時 令和元年 8 月 29 日（木） 14:00～15:58

場 所 中央合同庁舎 4 号館 11 階 特別第 1 会議室

1．開 会

2．議 事

（ 1 ）新制度施行後 5 年の見直しに係る検討について

（ 2 ）その他

3．閉 会

西川参事官 それでは、定刻になりましたので、第44回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

会長の選出まで、議事進行を務めさせていただきます内閣府子ども・子育て本部で担当参事官をしております西川でございます。よろしくお願いいたします。

本会議の委員名簿は、資料1として皆様のお手元に配っております。各委員におかれましては、本日付の内閣総理大臣からの発令となっております。本日御出席の方には、お手元に皆様の辞令を封筒に入れて卓上に置かせていただいております。どちらも御確認をよろしくお願いいたします。

まず、委員の御出欠について、報告します。

小塩隆士委員、古口達也委員、松田茂樹委員、平川俊夫専門委員におかれては、所用により御欠席です。尾木委員におかれては、今到着されております。

また、湊元良明委員におかれては羽柴代理人、水谷豊三委員におかれては濱名代理人、それから、村岡嗣政委員におかれては弘田代理人にそれぞれ御出席いただいているところでございます。

本日、全委員の25人のうち、代理の方も含めて22名の方の御出席をいただいておりますので、定足数を満たしておることをまず御報告申し上げます。

次に、資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料2までをお配りしております。委員の方から御提出いただいております資料につきましては、参考資料として一括でとじてお配りしておりますので、漏れなどございましたら事務局にお申しつけください。

なお、この子ども・子育て会議は議事の状況を速やかに公開する観点で、毎回、動画を収録させていただきまして、内閣府のホームページでその動画を公開させていただいております。議事録は議事録として、また公開いたしますけれども、動画としても公開させていただいておりますので、その点を御承知おきいただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、会議の運営について、御説明させていただきます。本日付で第4期の子ども・子育て会議委員、専門委員を任命させていただいております。資料1に記載させていただいておりますけれども、時間の関係上、新たに任命された方を御紹介させていただきたいと思います。

委員として、まず、全国私立保育園連盟副会長の長田朋久様でございます。

本日、御欠席ですけれども、日本商工会議所産業政策第二部長・東京商工会議所理事の湊元良明様です。

それから、東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター准教授、野澤祥子様でございます。

それから、きょうは御欠席ですけれども、中京大学現代社会学部教授、松田茂樹様です。

続きまして、安中市市長、茂木英子様でございます。

全国保育協議会副会長、森田信司様でございます。

それぞれ新たに委員として任命されております。

続きまして、専門委員として、日本助産師会専務理事、岡本美和子様でございます。

大館市教育長、高橋善之様でございます。

そして、全国児童養護施設協議会副会長、安河内慎二様が新たに任命されております。

続きまして、事務局の出席者につきましては、机上に配付しております座席表のとおりとなっておりますけれども、本年7月に別府内閣府審議官が着任しております。

続きまして、嶋田子ども・子育て本部統括官が着任しております。

なお、本日は所用により不在ですけれども、藤原子ども・子育て本部審議官が着任しております。

次に、本会議の会長の選出に移りたいと存じます。

子ども・子育て会議令第2条第1項におきまして、会議に会長を置き、委員の互選により選任するとされております。会議の開催に先立ちまして、事前に皆様方に聴取させていただいたところ、秋田委員にお願いしてはどうかとのお声をいただきましたので、秋田委員にお願いしたいと思っておりますけれども、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

西川参事官 では、早速ではございますけれども、秋田会長のほうに議事の進行をお願いできればと存じます。

秋田会長 皆様、ただいま会長を拝命いたしました東京大学の秋田でございます。

非力ではございますけれども、皆様とともにこの会をつくっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本会議は平成25年4月に立ち上がりまして、第44回という回を重ねてまいっておりますけれども、あらゆる施設に通う子どもたちの幸せと健やかな発達、育ちのために、この会は3府省、また、多様な団体やお立場の皆さんの声を集めて政策をつくっていくプロセスと存じております。いろいろなお声を伺わせていただきながら深い議論ができたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に移らせていただきます。

最初に、会長代理の指名になります。子ども・子育て会議令第2条第3項に、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するとされてございます。会長の指名により、会長代理を置くということが定められております。私としては、大日向雅美委員を指名させていただければと存じます。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日の予定ですが、議事次第にございますように「新制度施行後5年の見直しに係る検討について」、また「その他」について、一括して事務局からの説明を受けた後、御議論をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

八田参事官 内閣府でございます。

まず、私から新制度施行後5年の見直しに係る検討につきまして、御説明させていただきます。

お手元に資料3と資料4、参考資料1を関連するものとしてお配りさせていただいておりますけれども、資料3を用いまして御説明させていただきたいと存じます。

いわゆる5年後見直しに関しましては、昨年から議論を進めてまいりました。これまでは新制度施行後5年間で経過措置の期限が到来する事項や幼児教育・保育の無償化等の閣議決定されている主な事項につきまして検討を行ってまいりました。

御説明は省略させていただきますけれども、本日の参考資料1としてお配りしているような対応などを行ってきたところでございます。これから年末にかけて、これら以外の事項につきまして検討を行っていきたいと考えているところでございます。

スケジュールといたしましては、資料3の1枚目の真ん中にあるとおり、まずは検討事項のうち、公定価格以外の事項を中心に議論を行い、その後、現在、集計作業を進めております経営実態調査の結果が取りまとまった後は、その結果を踏まえつつ、公定価格関係の議論を中心に御議論いただきたいというように考えているところでございます。そして、年内に5年後見直しに係る対応の方向性を取りまとめていただきたいと考えているところでございます。

なお、本子ども・子育て会議は親会議とは別途、基準検討部会が設けられているところでございますけれども、今回の検討は公定価格に関する事項だけではなく、公定価格以外の事項も含めて検討を行うこと、また、基準検討部会と親会議とで多くの委員が重なっているということなどを踏まえまして、親会議において一括で議論するというようにしてはどうかというように考えているところでございます。

続きまして、1枚、資料をおめくりいただきたいと存じます。

本資料は、今後検討が必要と考えられる事項を事務局におきまして整理したものでございます。昨年の第35回会議の後に御提出いただいた御意見、また、その後の会議で御発言いただいた内容、さらに、これまで地方分権提案で御検討事項といただいた内容につきまして、事務局において整理を行ったものでございます。これらを中心に検討を行うこととしてはどうかということで事務局として整理したものでございます。

以下、検討事項ごとに、例えば制度全体に関する事項など、カテゴリー別に整理しておりますけれども、また、それぞれの中で検討を行う事項と中長期的な検討課題とで分けて整理をさせていただいているところでございます。ここで、中長期的な検討課題とは、重要な課題ではありませんけれども、ほかの制度とあわせて検討が必要なものや財源の問題とも直結しているものなど、年内に結論を出すことが難しいと考えられ、引き続き中長期的な観点での検討が必要と考えられる事項と事務局として考えているものでございます。全体の検討事項が多いこともございまして、本年の会議におきましては、検討を行う事項と

して整理した項目について議論していただくこととしてはどうかというように考えているところでございます。

時間の関係で、個々の事項につきまして詳細に御説明する時間はございませんけれども、項目のみ申し上げますと、まず「１．制度全般に関する事項」といたしまして、支給認定に関する事務負担軽減の状況を踏まえました保育標準時間・短時間の区分、認定証の交付や職権変更、求職要件など支給認定のあり方について、幼稚園で受け入れている２歳児を教育認定の対象とすることの可否について、大型マンション内に認可保育所を設置する場合の居住者の取り扱いなど、大規模開発時の利用調整のあり方について、認可外保育施設の認可施設への移行促進のための方策についてを検討を行う事項として掲げております。

また、（５）～（８）、認定こども園に関する利用調整の今後のあり方、出産及び育児休業に係る給付と子ども・子育て支援給付の統合、都道府県と市町村、福祉と教育の一層の連携などによる包括的な子育て支援体制の構築、子ども・子育て支援と障害児支援との連携強化のあり方につきましては、中長期的な検討課題として整理させていただいているところでございます。

次に、２ページ目をごらんいただきたいと存じます。

２ポツは公定価格についてでございます。これにつきましては、冒頭申し上げましたように、経営実態調査の結果を踏まえて秋以降に議論する事項として整理しているものでございますけれども、例えば土曜日開所の取り扱い、地域区分のあり方など、施設の運営実態を踏まえた基本単価や各種加算等のあり方について、複数施設を接している法人についての調整措置のあり方について、処遇改善等加算の職員給与への反映状況に関する検証・分析とそれを踏まえた処遇改善の着実な実施のための方策について、申請書類の様式の統一など、事業者の事務負担軽減方策についてなどでございます。

また、経営実態調査等の実施周期など、今後の公定価格の実態把握のあり方につきましては、中長期的な検討課題として整理しております。

次に「３．保育人材の確保」に関しましては、土曜日における共同保育の実施や保育士が閉園まで勤務するという運用の改善など、保育士等の勤務環境の向上のための方策について、保育所における職員の短時間勤務に関して、配置可能な条件の見直し、対象職員の拡大など、配置要件のあり方について、地方自治体等における研修体制の整備など、保育士等が研修を受講しやすくするための体制づくりについて、人口減少地域におけます保育事業継続のための支援策について、看護師等免許保持者の届け出制度と同様の制度を保育士に導入するなど、潜在保育士の就職・再就職支援の強化のための方策についてを検討課題として挙げております。

また、（６）の幼稚園教諭免許・保育士資格の一体化など、各資格のあり方につきましては、中長期的な検討課題として整理しているところでございます。

次に、３ページをごらんいただきたいと存じます。

認定こども園に関してでございますけれども、私立認定こども園の障害児等支援につき

ましては、施設類型等の違いによりまして異なる補助制度が適用されているところがございますけれども、この補助体系のあり方について、また、幼保連携型認定こども園の設備に関する基準のあり方について、保育教諭の資格特例が5年間延長されることになったところがございますが、この経過措置期間中に免許資格の併有を促進するためのインセンティブ付与等の方策についてを検討課題として挙げているところがございます。

次に「5．地域型保育事業」に関しましては、小規模保育事業について、B型からA型への移行促進や一時預かり事業や共同保育の実施に係る要件など、運営費等のあり方について、保育士資格を有する方が家庭的保育者等として従事する場合の家庭的保育等研修の受講要件の柔軟化について、家庭的保育事業の自園調理については、経過措置の5年間、延長することとなっているところがございますけれども、この経過措置期間中に自園調理を実現できるようにするための方策等について、居宅訪問型保育所につきまして、派遣対象の拡大など運営のあり方について、連携施設確保のための地方自治体の関与など、連携施設制度のあり方についてを検討課題として挙げているところがございます。

「6．地域子ども・子育て支援事業」に関しましては、13事業、各事業の実施状況、運営実態を踏まえました補助内容のあり方や事業の促進のための方策について、一時預かり事業や病児保育事業に関しまして、都道府県から市町村への権限移譲の可否について、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業に関しまして居宅訪問型の実施を促進するための方策について、病児保育事業に関しまして、その安定的な運営のための支援等のあり方について、幼稚園の一時預かり事業における特別な支援が必要な子どもへの対応についてを検討課題として挙げているところがございます。

最後「その他」になりますけれども、その他と申しますが共通的な事項ということでございますが、さらなる質向上のための0.3兆円超の財源確保など、安定的な財源の確保について、幼児教育・保育の無償化を初めとする各種政策や制度変更の効果・検証のあり方について、施設の設置者から求めに応じて市町村が行う保育料の徴収事務について、幼稚園等に対象を拡大することの可否について、地域の実情に応じた保育所等の面積基準の見直しや、0～2歳児の給食の外部搬入規制緩和の要否についてでございます。

その後、(5)(6)、保育所等の突然の閉鎖に対応するための方策、また、保育の長時間化など、保育の現状に関する保護者側の理解醸成のあり方につきましては、中長期的な検討課題として整理しているところがございます。

なお、お手元に資料4といたしまして、以上、御説明した検討課題に関します参考資料をお配りさせていただいておりますが、御説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、私からの説明でございます。

西川参事官 資料5と資料6を御参照ください。

例年、教育・保育施設等の事故報告の集計を公表してございます。資料5は8月6日に内閣府から公表した資料です。保育事故につきましては、教育・保育施設等で発生した死亡事故、それから、治療に要する期間が30日以上と比較的大きな負傷、疾病を伴う重篤な

事故、これにつきまして各施設から行政に報告いただく仕組みです。平成30年の1年間のものとして取りまとめたもので、負傷等のお子様の数ということで各施設類型ごとに下のところで見ると1,632という数字です。負傷等ということで意識不明だったり骨折だったりやけどだったりということで、骨折の数が多くなっています。亡くなられたお子様の数は9件ございました。

4ページ目以降、年齢別あるいは場所別、それから、こういった死因だったのか、発生時の状況だったのかというような観点で集計したものです。

6ページのところで死亡事故における主な死因ということがございます。事故報告を求めている趣旨は再発防止でして、死因を明らかにするということは直接の目的にはしておりませんので、6ページの印でその他、原因が未確定だったり不明だったものも含めて、集計させていただいています。

資料6は本日公表している資料です。教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議という会議が内閣府に置かれています。28年度から立ち上がった会議でして、死亡事故あるいは重大事故の分析あるいは再発防止策を議論してまいりました。昨年今ごろ、初めて年次報告を策定したところです。今回、2回目になります。

2ページ第2段落のとおり、本年10月から、幼児教育・保育の無償化ということですので、教育・保育施設等の質向上についての社会的関心が高まっており、重大事故防止に向けた関係者のさらなる取り組みの強化等々ということが求められていますので、有識者会議の検討の重要性が増している中で取りまとめられています。

4ページ目以降、死亡事故あるいは重大事故ということで分析、提言ということです。

9ページの第2段落のところから3行目ぐらいですけれども、先ほど御紹介したとおり、負傷の件数の中で骨折事故が最も多くて全体の82%を占めています。昨年度の有識者の年次報告では、主に死亡事故を取り上げまして、睡眠中とかプール活動・水遊び、食事中といった比較的リスクの高い分野につきまして注意喚起・提言が行われていますが、今回の年次報告では、骨折事故をテーマに聞き取り調査を行い、再発防止に向けた提言が行われています。

10ページ以降が特に教育・保育施設における4～6歳における戸外活動における骨折事故というところに焦点を当てまして、インタビューをしたりした成果がまとめられておりまして、21ページ以降でさまざまな提言につながっています。ぜひ御一読ください。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう、御協力をよろしくお願いいたします。御発言が2分程度を超過した場合には、事務局から紙を入れていただくということになっておりますので、ぜひ御協力いただければと思います。

途中で御退席ということで、佐藤委員のほうから最初によろしく申し上げます。あとは順に新山委員から進めたいと思います。よろしくお願いいたします。

佐藤委員 ありがとうございます。

途中で退席させていただきます関係で、先に失礼させていただきます。

5年後見直しに関して6つ申し上げます。

1つ目は、1ページ目の制度全般に関する事項、(4)です。認可外保育施設の認可施設への移行に向けたインセンティブ付与など。今年度は認可外保育施設が無償化の対象にもなっている関係で、この問題についてはきっちりやっていく必要があると思います。これまでもインセンティブはつけているかと思いますが、同じ内容ではいけないと思います。また、きょうも事故の報告が出ていますけれども、認可外保育施設の事故が多い状況は変わっておりませんので、市町村による立ち入りのチェック機能強化など、あわせて考えていくことが必要だと思います。

2つ目です。2ページ目の(3)処遇改善加算の職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析です。本日、参考資料で28ページにデータが出ていますが、これは実際につけたときの数字が括弧内に書かれているもので、実態としてどのように上がったのかというのは一緒には出ていないのではないかと思います。調査をされて実態把握されているかと思うので、あわせて見られるような資料を出していただければと思います。これは可能であれば資料要求です。

3つ目です。同じページの公定価格、(5)です。経営実態調査等の実施周期と実態把握のあり方です。前回の会議でも発言させていただきましたが、経営実調と公定価格の見直しは、次はいつやるのかわからないという状況は望ましいことではないと考えております。何年に1回やるのか、2年に1回なのか、3年に1回なのかということをきちんと決める必要があると思います。

また、それとともに、現在、計画は5年に1回ですけれども、2年に1回も3年に1回も5年に1回とは時期が合いませんので、その両者が中長期的に足並みをそろえて行われるようにすることが必要と思います。

また、その前のページで、子育て支援の計画と障害児支援の計画を連携強化していくということが書いてありますけれども、これも連携を強化するためには同じスパンで計画が見直されることが有効だと思いますので、それもあわせて中長期的な課題かと思いますが、考えていただければと思います。

4つ目です。保育人材の確保の(5)です。人材、人手不足が深刻になっておりまして、医療・介護等でも人材派遣の費用が上昇しております。その観点からも、都道府県等で潜在保育士の把握をすることは非常に重要なことだと思います。これも進めていただきたいと思います。

5つ目です。次のページの認定こども園に関する中長期的な課題なのですが、きょうは参考資料の8ページに出ている点については、これまでも何度も発言してはりましたが、地域差が非常に大きい状況があります。地域差の認定こども園への移行が進まない都道府県で、どういう理由があるのか、認定こども園のニーズがないのか、あるいは私立

幼稚園の定員が充足しているのか、いずれの点についても資料を出していただきたいと
思います。これは資料要求です。

6つ目、最後、4ページ、その他の事項の(2)、幼児教育・保育の無償化を初めとする
各種施策や制度変更の効果・検証のあり方です。公費4000億円を使って幼児教育の無償
化をしております。効果・検証が短期的にできる感じはしないのですけれども、何を指標
に効果を見るかを考えて、実際にどういう効果があったかを示すことは非常に重要なこと
だと思えます。中長期でも結構ですので、きちんとやる必要があると思えます。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございました。

それでは、新山委員からお願いいたします。

新山委員 全国国公立幼稚園・こども園長会の会長の新山と申します。引き続きよろし
くお願いいたします。

いよいよ、幼児教育・保育の無償化が始まろうとしております。制度自体が大変複雑で
手続も複雑で申請が必要となりますので、既に各園や関係部署の方々が準備に大変御尽力
いただいていると思えます。本当にありがとうございます。現場としても保護者などから
の問い合わせなどに的確に応えていきたいなと思っております。

ただし、今回の無償化は、そもそも全ての子どもたちに質の高い幼児教育・保育を保障
するというのが目的であります。現場の先生方などが制度の手続などに振り回されて大
事な教育・保育にしっかりと時間をかけることができなくなってしまっは本末転倒だと思
っております。日本の未来を託すべき子どもたちが身近な大人との温かい信頼関係を結
び、子どもたちにとってふさわしい環境で、乳幼児期にふさわしい遊びや生活が展開でき
るよう、強く望むところです。無償化になることで、子どもを預けたほうが得であるか
のような保育をサービスとして捉えて子育てを外注するようなことが促されてはいけな
いと思っております。

国公立幼稚園・こども園では、地域に根差した幼児教育を行っております。さらに質の
向上のために研究や研修をしっかり行っております。それぞれの地域で幼児教育の質を維
持、向上していくためには、各自治体が責任を持って各地域の教育に投資をしていく必要
があると思っております。

この会議でも再三出てきましたけれども、幼児教育センターの設立、幼児教育アドバイ
ザー、幼児教育担当の指導主事の配置など、将来を見通して地域の発展を考えている地域
では設置が進んで現場の支援が手厚くなっていると聞いております。公立幼稚園が地域の
幼児教育センターを兼ねている地域も出てきております。また、アドバイザーなどは、そ
の多くが国公立の園長先生であった方などがしているというようにも聞いております。地
域の核として国公立幼稚園などが質の高い実践や研究を行っていくことが必須だというよ
うに思っております。

公立園、少しずつ減ってきてしまっているのですけれども、アドバイザーなどの指導者

が地域から探せなくなってしまった。園がなくなったことでそのようになってしまった自治体の例もあります。

もう一つ、幼小の接続についても積極的にいろいろな自治体に取り組んできてくれます。ただし、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に関して、到達目標ではないというように言われ続けているのですけれども、小学校教育の前倒しのように理解されがちであり、そのことを危惧しているところです。幼稚園教育要領等の趣旨をもう一度しっかりと我々全体が理解していくことが必要だというように思っております。

国として質の高い幼児教育を保障するためにも、確実に我々の国公幼も含めて幼児教育をしっかりとやっていく必要があるというように思っています。そのための格段の御配慮をお願いしたいと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

王寺委員、お願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺です。どうぞよろしくお願いいたします。

意見書は1ページに提出させていただいておりますので、ごらんください。

当協会では、毎回、冒頭に、この新制度、この子ども・子育て制度の根幹を揺るがすことなくここでの議論をお願いいたしたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。まず、5年の見直しに係る検討についてです。3点、申し上げます。

1点目、この制度は、子どもが主体であるということをやはり真ん中に据えて、全ての子どもの最善の利益の視点から、改善すべきは改善していくというような方向で検討をぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

2点目、資料3でも、きょう、御説明いただきましたが、質の向上のための0.3兆円超の安定的な財源の確保を重ねてお願い申し上げます。

3点目、一般企業の働き方改革が大きく報道など、また取り組みなどで行われていますが、この点につきまして、現場で働く保育者にはなかなか保育サービスというようなものの中でそれが進められていないという現状です。現に、昨日、私の園では、集中豪雨の中、先生たちを集めるのはとても無理だと思ひまして休園にさせていただきました。といいますのは、いかなる場合も保育所等は休園をできないことがあるからです。そういう中で、やはり保育者の働き方改革を包括的に勘案して、制度の中で検討を進めていただきたいと思います。

施設型給付等に係る処遇改善加算に係る研修の受講要件についてお願いいたします。

43回のこの会議で研修要項がお示しされたのですが、実際のところ、主体の認定や研修内容の確認について、加算認定自治体の判断に委ねられていることとなり、全国団体の場合、申請箇所が相当数となることが懸念されています。それを円滑に行っていくために共通の書式や申請内容など、統一化を図っていただき、効率よく加算自治体とやりとりができるように御配慮をお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。引き続きよろしくお願いたします。

私のほうも意見書を委員提出資料のほうに掲載していただいております。ごらんいただければと思います。

私のほうからは4点です。

1つは、5年見直しに関しまして、制度全般に関する事項としまして、中長期的な検討課題になるかとは思いますが、1号、2号、3号の認定のない給付事業を利用していない方々、これは産休・育休中も含めた在宅家庭への支援の充実ということで、幼児教育無償化、保育の無償化によって、より給付事業につながっていない方々との格差が大きくなるように、在宅家庭への支援というものについても検討が必要であるというように感じております。

また、2つ目として、地域子ども・子育て支援事業の中から3点ほど、ぜひ取り上げて御説明をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、地域子育て支援拠点事業です。今の次期計画に向けてのニーズ調査などが各市町村で行われていると思っておりますけれども、子育て家庭の非常に不安感というのは、子どもに対するしつけのことですとか、不安、そういったことで孤立しがちであるということが調査からも明らかになっております。寄り添い型の支援として、拠点が果たす役割というのは調査研究からも明らかになっておりまして、親としての成長を促すプロセスというのがこの期間、非常にこの時期に必要なだということに思っております。

また、必要に応じて、その拠点のほうから一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業につないでいくというのも大事ですし、その拠点の中にも隣接してあれば、それを使うこともできますので、拠点等の多機能化の推進ということも視野に入れていきたいと思っております。

また、2つ目ですけれども、利用者支援事業の拡充です。今も制度がまたさらに複雑になるという話もあります。多様な課題を持つ家庭がふえる中で、身近な相談と地域資源のコーディネート事業である利用者支援事業のニーズは非常に高いというように思っておりますが、まだ目標値の半分を超えた程度です。ぜひこの普及推進、もし進まないのであれば、その実態、進まない要因分析等も確認していただきたいと思います。

3点目ですが、一時預かり事業の拡充ということで、添付資料をつけさせていただいております。3ページ、4ページですけれども、経営実態調査、こちらのほうも明らかになりまして、それを踏まえて7月13日に緊急フォーラムを開催させていただきました。それに基づき提言を厚生労働省様と内閣府様のほうに提案させていただいております。ぜひ、これはまだこの5年間で目標を半分も行っていないのです。これからの5年、特に給付事

業につながっていない方々にとっては命綱と言えるような事業ですので、御検討いただければと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

長田委員、お願いします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。

今回からこの会議の委員として登録させていただきましたので、どうぞよろしく願いいたします。

まずは、子ども・子育て支援法の5年後の見直しに係る検討事項についてですが、本年4月の財政審におきまして建議とされています内容についてです。

1点目は、保育の公定価格における積み上げ方式の包括方式への検討ですが、昭和22年、児童福祉法施行以来、長年積み上げられてきた保育単価制度は、国のみならず都道府県、市区町村の単独助成も含めて、それぞれの行政や地方議会の長年の理解を経て、各地域の特色や特性を生かしながら少しずつ少しずつ歴史的に積み上げられてきた大切な制度です。当団体としては、包括方式への移行は明確に反対を表明させていただきます。

2点目ですが、土曜日保育におけるきめの細やかな減算方式の導入について、これも建議で書かれています。現在の公定価格は、週48時間労働時代から週40時間労働への移行に係る公定価格の基本分単価に含まれている業務省力化等勤務条件改善加算の不十分さだとか、認可保育所の1日の開所時間11時間の義務化の際の予算なしでの対応や、保育標準時間認定導入時における延長保育基本分の給付化と非常勤3時間分のみでの標準時間認定の園児の11時間の保育に対応しなければならないという公定価格の実態。現実に、完全週休2日がいまだに実現されていない保育現場での職員のローテーション勤務でのやりくりなど、もうぎりぎりの線での対応となっています。土曜日分の減算調整はそもそも現行の保育単価の不十分さを改善してからの次の課題と捉えていますので、建議に振り回されないよう、よろしくお願いいたします。

幼保連携型認定こども園における施設整備の要件ですが、3歳以上児に係る園庭要件を都市部の土地の確保の厳しい地域に限って緩和していただけるよう、お願いいたします。都市部において長年地域に根差してきた保育園が園舎の建てかえを機に、園庭をわざわざ狭くして待機児童解消のために定員をふやすなど努力してきましたが、この要件のために幼保連携型認定こども園に移行できず苦慮している例もございます。都市部の子育て施設の特異性を御理解いただければと思います。

最後に、0.3兆円の残りの質の向上の早期の実現もお願いいたしますが、保育士不足に関しては、いよいよ本当に深刻な状況になってきています。もちろん、行政も私たちも懸命になって取り組んではいますが、ここ二、三年における新規開設園の多さは余りにも極端であり、派生しての保育士不足は全ての認可保育園の重要な課題となっています。

求人紹介会社もあらゆる手法を駆使して保育士確保に懸命ですが、その対価は我々保育

現場に例えば採用者の年収の30%の紹介料の請求などとしてあらわれていて、それでも背に腹はかえられず雇わざるを得ない状況もあります。人材確保に係る経費は公定価格に当然含まれておりません。このような現場の深刻な状況をぜひ御理解いただきまして、非常に有効である宿舍借り上げ制度の実施期間の延長、保育士の働き方改革を含めたさらなる処遇改善など、御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

時間が過ぎて申しわけございません。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。

私からは、中長期的な検討課題の扱いについて申し上げたいと思います。

5月のときに中長期的な課題として6～7点、挙げさせていただきましたが、いずれも今回取り上げていただいています。来るべき人口減少社会あるいは子ども減少社会の中であって、今、行政や福祉システムの再構築が急がれている状況にあります。過日、厚生労働省の地域共生社会の検討会が中間取りまとめを出しましたけれども、分野を超えたシステムづくりというのが求められている状況にあるかと思えます。

そんな中で、子どもの分野についても福祉や教育分野も早急に検討を開始することが必要だろうというように思います。外堀が埋まってからでは子どもの最善の利益を生かしていく道が閉ざされてしまうこととなります。調整官庁である内閣府、そして、一番大きな分野を担当している子ども・子育て会議が中心になって、子ども・子育て会議、そして、児童部会、それから、障害者部会、さらには中教審等々に働きかけて、4つの審議会の合同企画分科会を第2期の検討中につくっていただいて、そして、第2期計画進行中に分科会でそうした問題について中長期的な課題について議論をしていただくことを強く求めたいと思います。これが第1点です。

2点目は、土曜日の保育のことでしたけれども、今、長田委員もおっしゃられましたので私からは省略をさせていただきます。ただ、この問題は福祉サービスや、あるいは働き方改革にとってのライフラインというように思いますので、本当に慎重に扱っていかねければならないと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児教育研究協会の加藤です。

4点、申し上げます。

1つは、制度全般のことですけれども、既に事務手続のいろいろなあり方の濃淡が出ています。大変混乱した中で、今、作業が進んでいて、例えばマイナンバーを介した状態で移動させていくというような市区町村もあったりいたします。都道府県のコントロールがきかない市区町村に全て事務を委託、頼んでいる上では、こちらの会議のほうできちんと

統一の書式ややるべきことを簡便に簡単に同じようにどの市区町村もできるようにまとめていただきたいというように思います。

2点目です。6の(5)のところですか。一時預かり事業の支援児への対応です。定型発達のお子さんにとっても手がかかるわけですが、発達に課題を抱えているお子さんは本当に保護者の方も手をかけて大変な思いをしていらっしゃると思います。そういう方にとって、一時預かり事業はレスパイトという意味でも、ちょっとほっとできる時間が提供できたりしますが、やはり施設のほうでも手をかけてあげなければならない。でも、その十分な対応ができないから受け入れそのものがやはりできないというような事例も見受けられるのです。この部分に関しては、現状、手が当たっていませんので、大事な論点というように思います。

それから、7番のその他の(6)にかかわりまして、乳幼児期のアタッチメント、愛着形成は非常に重要なことかと思っておりますけれども、施設の中でもみんながそのことは大事に思っており対応しています。一方、虐待の対応はクローズアップされますけれども、もっと積極的な意味で家庭の中でもそのアタッチメント、愛着形成は大事なのだというメッセージをどのように発信して皆さんに理解いただいた上で子育てが豊かにできるのか。これは働き方にもかかわっていきましますし、家庭も施設においても地域においても、そのことをどのように子ども会議として発信、みんなに伝えられるのか、何ができるのか、考えていきたいと思っております。

最後に、先ほど王寺委員からもありましたけれども、処遇改善にかかわる研修について、課長通知の発信をありがとうございました。その後、私どものような全国団体、研修団体がどのようなスキームでやれば、この後の事務がスムーズに行くのか、事務連絡なども用意いただいているというように伺っていますけれども、その推進をお願いしたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

駒崎委員、お願いします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

資料をもとにお話しさせていただきたいと思っております。

まず1つ目です。台風や天災時の計画休園スキームをつくっていただきたいと思っております。今の佐賀県、豪雨の被害でさまざまな方々が困難な状況になっていらっしゃると思います。こうした台風や地震などにおいて、この保育園が休園するという判断を下す基準がないというような状況になっているのです。そのため、豪雨だろうが台風だろうが、自治体に連絡すると保育園はとりあえずあけておいてくださいということになりまして、実際に豪雨の中、屋根が飛ばされている中、乳幼児を連れて保育士さんは避難してみたいなということ例があったりするわけなのです。通勤のときに保育士さんがけがをすとか、そういったこともあります。

幼稚園や認定こども園、また、小学校というのは休園、休校というのはできるという仕組みになっておりましてやれるのですけれども、保育園はその辺がかなり曖昧で、自治体によって絶対に閉めないでくださいというような形にもなっているという状況があります。この基準がないという状況はやはりよくなくて、この働く保育士さんの安全性をきちんと確保するという意味でも、そうした基準というのをぜひつくっていただきたいなというように思います。これに基づいて、各自治体の基準というのもつくっていくというようにすることによって、安全性というのは担保できるかなというように思います。

とはいえ、休めない方もいらっしゃると思いますので、そうした場合は災害時指定中核園みたいなものを指定して、そこで近隣の子どもたちも含めてお預かりするという。また、そうしたときに近隣の保育園から保育士さんは一部、応援で出してあげて、それで各ブロックでどうしても休めない人にはここがあるよというセーフティーネットをつくることによって、安全性とどうしても休めない人対策というのが両立できるのではないかなと思いますので、ぜひ御検討いただけたらなと思います。これが1点目です。

2つ目としては、これは柏女委員もおっしゃっていますけれども、障害児の制度と保育の制度というのがばらばらで非常に溝が深い。本当だったら、やはり障害児も健常児もともにお預かりできてというインクルーシブな保育というものを実現できるというのが望ましいわけなのです。

この図で示しましたけれども、現状、保育所と障害児の療育施設である児童発達支援事業というのは完全に分かれた形でないとできないのですけれども、しかし、これは保育園の中であっている枠で児童発達支援というのができれば非常にいいインクルーシブな環境というのはできるのではないかなと思っています。

この児童発達支援事業のニーズというのは非常に大きくてふえていっているのですけれども、一方で、この保育園というのは、今後、少子高齢化、長期的トレンドでいいますと2040年には保育ニーズは14%程度減少していくわけです。特に地方部においては、かなり減少幅というものは激しくなります。そういったところで、では、そうした保育園は潰れていいですということではないわけでは、そこは大切なインフラですから。そうなったときに、余ったキャパシティを有効に活用して行って子どもたちを助けられるというようにしていかなければいけないということにおいては、では、この余った定員の部分で児童発達支援できるよということであれば、そうした保育園というのも引き続き事業運営というのはできるということにもなりますし、子どもたちにとってもいいですよということになるのではないかなというように思っています。

終わりにします。あとは一時保育に関しては奥山委員も加藤委員もおっしゃっていたので特に言いませんが、これはひどい仕組みでして、補助額というのが余りにも低いということが三菱UFJさんの調査でわかりました。これは見ていただければわかるとおり、900人未満のお預かりの一時保育は人件費すら出せないという状況になっています。これはふえないのも当たり前でございまして、こうしたそもそも事業者の犠牲によって成り立つよう

な事業というのは、もう一回、この5年後見直しを契機に考え直したほうがいいと思います。

また、保育園におけるソーシャルワークという部分に関して検討項目に入っていなかったのも、ぜひ入れていただけたらと思います。我々、保育園では、本当にネグレクトとかで虐待とかさまざまなケースがあって、一個一個、対応していくという必要性があります。そうした上流で対応しておけば、下流の児相まで行かなくて済むということがありますので、ここの部分をしっかりとできるような体制にさせていただきたいと思いますので、検討項目に入れていただけたらと思います。

最後に、幼稚園にも保育園にも行っていない無園児という子どもたちがいらっしゃいまして、14万人いるのですが、この無園児対策というのは、ぜひ検討項目に入れていただきたいように思っています。この無園児、非常にリスクが高い子どもたちです。研究結果で出ましたけれども、未就園児は低所得、多子、外国籍など社会経済的に不利な家庭や発達や健康の問題を抱えた子どもが多いという結果が出ているという状況がありますので、我々はこうした一番リスクの高い子どもたちにセーフティーネットたり得ていないという状況があるので、ぜひこの子たちに保育を提供できるように何らかの方策を考えることも、ここの議論のまな板の上に上げていただければと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

育児をしている立場の意見として聞いていただければと思います。

就労の有無にかかわらず、母子の間で培われる愛着や母性は一定の時間を重ねて母子相互に生まれていくものと思います。虐待等に対する養護のために法的に母子を引き離し、養護施設でケアすることが望ましいケース、母親のゆとりやリフレッシュの必要性から、施設を利用することが望ましいケースも当然あります。しかし、一般的には、母親が産み育て、父、母など、家族で子育てをすることが基本であることはこのたびの法律にもうたわれています。待機児童対策や長時間保育ニーズ対策が議論されていることに異論はありませんが、このたびの教育・保育の無償化により、真に必要な保育需要にとどまらず、無償ならば預けよう、長時間預かってもらったほうが楽といったことが助長されないよう、留意することが大切であると思います。

子育てをしながら、母と子がともに育っていく時間を大切にすることは思春期での親子関係が希薄にならないことにもつながっていると直感的に思うのです。そして、そのきずなにより培われたものが次世代の少子化対策にも通じるのではないかと私は思っております。

低年齢の乳幼児期とともに過ごす親子の時間が余りにも少ないと、子どもへのかかわりが親の都合で必要以上に厳しくなったり、しつけなどの無関心を喚起することにならない

か心配です。健全な子どもを育てるために、親子の愛着がしっかり形成され、子どもといることが苦痛ではなく、子どもといることが幸せである家庭教育が実現できますように、在宅での育児環境の支援も御検討いただけるよう、強くお願いいたします。よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

徳倉委員、お願いいたします。

徳倉委員 父親団体をしておりますNPO法人ファザーリング・ジャパンでございます。よろしく願いします。

主に3点ございます。

5年の見直しに係る検討についての中での土曜日の保育に関してでございます。

まず、保護者として、現在、週休2日が進む中であってもサービス業を初め土曜日の保育は非常に重要というように考えております。しかしながら、土曜日を利用する保護者というのは、やはり一部ということも当然ありますので、現状を鑑みた場合に、常に通っている保育園だけではなくて、やはり地域である一定の保育園、第1土曜日はここ、第2土曜日はここというような形で、地域で預けられるような包括的なシステムをやはり組んでいただくことが重要なのではないかとこのように保護者として考えております。

これはやはり単独では当然できませんので、都市部や地方部において、このような共同保育体制をとっているような事例を国として事例として出していただいて、それを横展開できるような都市部と地方部という2つのくくりで結構ですので、それをぜひ教えていただきたいなというように思っております。

もう一つがその他の事項になりますけれども、少子化対策大綱では、2015年から5年間を少子対策集中期間としております。男性の育児参画というものを挙げておりますけれども、細かい数字ははしょりますが、6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事時間は1日当たり83分ということで、目標は2時間半なのです。

育休も13%、現在、6.16%、これは2020年までの目標というようになってはいますが、やはり著しく低いということを鑑みましましたときに、上記の達成、または来年いなくてもその後いかせようと思った場合には、やはり欧州のように父親になる前に必要な情報を今、日本は母親に対しての母親学級は非常に多いのですけれども、父親に対するそういう情報を得る機会是非常に少ないと考えております。ですので、両親学級を第1子妊娠中の配偶者を持つ男性に受講させるというようなスキームをぜひつくっていただいて、これを国として取り組んでいただきたいなと思います。

参考までに、妊娠中の保健指導、これは母親学級、両親学級含むにおいてですけれども、これは「健やか親子21」から出しておりますが、産後、メンタルヘルスについて妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合は50%前後にとどまっております。ぜひこの数値を上げていただくためにも、両親学級の設定をお願いしたいと思っております。

本日、準備はしてありませんでしたが、きょう、御説明いただいた事故報告概要の点で

1点ございます。

私ごとで恐縮ですが、私の娘が通っている園で30日以上骨折というのを本年度やりまして、保護者として、この情報を求める資料を私自身が書きました。これはきょう、報告を受けて私、はっとしたのですが、これは各自治体それぞれ違うかもしれませんが、どういう現象になったのかというのを親が丸をつける、もしくは書くという現状があります。我が家の場合は、骨折というように書くか丸をした記憶がございますが、妻と話をしたのはここに死亡という欄があるよねというので夫婦で驚愕したのを覚えています。

これはどういうことかということ、少なくとも昨年においては9人の保護者の方が自分の子どものことを死亡もしくは死亡に丸をつけないといけない現状がある可能性がある。これは自治体によってどういうとり方をしているのかわかりませんが、ぜひデータをとる際に、その保護者がどのようなとり方をされているのか、自治体の報告書なので、園だけではなくて保護者も当然調書として書くのですけれども、その配慮をぜひしていただきたいなというのを気づいたので、1点、つけ足させていただきます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

中川委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。

放課後児童クラブの現場で業務に携わっております立場から、放課後児童クラブの経過措置に関しまして発言をさせていただきたいと思っております。

放課後児童支援員の認定資格研修受講に係る経過措置につきましては、令和2年度から放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数について、省令が従うべき基準から参酌すべき基準に変更されることが決定されたことに伴い、この経過措置については終了するものと承知をいたしております。

当該研修、これは都道府県等が実施をされているところでございますが、放課後児童支援員の研修受講者の状況につきましては、国の資料によりますと、平成30年5月段階で、その受講割合は、58.5%となっております。半分近くの職員が30年5月段階では放課後児童支援員認定資格研修の受講を終えていないということになります。

その後、1年たちまして新たに放課後児童支援員も増加をしますし、あるいは職員の入れかわりもある中、まだまだ未受講の支援員が多く存在することは想像にかたくありません。省令基準が参酌され、また、経過措置が終了するということになったときに、令和2年度以降、都道府県等が行う放課後児童支援員認定資格研修が都道府県等によってはブレーキがかかるところが出てくるのではないだろうか現場では大変懸念をしております。

つきましては、省令基準が参酌化されたとはいえ、その内容、つまり、放課後児童支援員を配置することの重要性、必要性は変わっていないと思っております。国におかれましては、令和2年度以降も都道府県等が行う認定資格研修が円滑に実施されるよう、予算措置も含めまして種々御配慮、御支援をいただきますようお願い申し上げます、私の発言を終わ

らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

野澤委員、よろしくお願いいたします。

野澤委員 東京大学の発達保育実践政策学センターの野澤と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、研究を進めているという立場から2点ほどコメントをさせていただきたいと思えます。

その他の検討を行う事項のところ、まず1点目としまして、さらなる質の向上を図るための財源確保という点に関してです。

皆様、周知も進んでいることと思えますけれども、海外の研究では、質の高い幼児教育・保育というものが子どもの発達に十数年から数十年にもわたって長期的に影響するということが実証的にも示されてきております。量の拡充というのも必要なことではありますけれども、質の向上というのは喫緊の課題だと思えますし、そのための財源確保というものが必須だというように考えております。

保育の質の確保、向上ということにおきましては、安全・安心ということはもとより、子どもの育ちにきちんと資する実践そのもののあり方、また、それを支えるさまざまなレベル、園レベル、自治体レベル、国レベルなど、さまざまなレベルでの仕組みのあり方を問うていくことが必要ではないかなというように思えます。

これは中長期的な課題になるのかなと思えますけれども、これまで日本の幼児教育・保育において実践、重視されてきた、その蓄積ということを改めて見直し、可視化していくということに加えまして、Society5.0とも言われますこれからの社会を生きる子どもたちにとって、必要な育ちとはどのようなものなのか、また、それを保障する幼児教育・保育とはどのようなものなのかということも改めて議論、考えていく必要があるかなと思えます。

そして、それを踏まえて、あらゆる施設における質の保障、向上に向けて、必要な施策というものを丁寧に検討していく必要がある。そして、そのための資料を提供する調査研究というものもますます大事になってくるのではないかなと思っております。

もう一点は、重なるかなとも思えますけれども、幼児教育・保育の無償化を初めとする各種政策や制度変更の効果検証のあり方という点です。

これも非常に重要な点だと思えますけれども、一方で、これまでの話にもありましたように、その効果というものをどう定義して、どう検証していくのかというのは非常に難しい課題であり、やはりこれも中長期的な視点を持って取り組むべきことだというように思えます。

その中で、やはり子どもたちの幸せと育ち、また、子どもたちの最善の利益、乳幼児期から子どもが学ぶ権利にいかんにか資するののかというのは、根幹としては外してはならない。ただし、一方で、これを直接測定、検証するという事は難しさもありますために、その

ことについて、その検証の内容と方法をこれまでの研究、知見にも基づいて慎重に議論をし、実際に行っていくということが不可欠と考えます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

東出委員、お願いいたします。

東出委員 経団連人口問題委員会の東出でございます。

2点ほどお話しさせていただきます。

まず、資料3、新制度施行後5年の見直しにかかわる検討についてですが、公定価格の検討におきましては、現在、実施している経営実態調査の結果及び現場の実態を踏まえまして、適正化、効率化の実現に向けて検討を進めていただきたいと思います。

あわせて、(4)施設型給付の請求にかかわる事業者の事務負担の軽減につきましては、申請書類の様式統一をはじめ、手続の簡略化、経理処理に関するルールの統一、手続きの電子化など、さまざまな観点から検討を進めていただきたいと思います。

また「3. 保育人材の確保」につきましては、保育業界にかかわらず、企業におきまして人材を確保するために恒常的に職場環境の改善に取り組んでいるところでございますので、土曜日における共同保育の実施や短時間勤務者の配置条件の見直しなど、保育士等の勤務環境の改善に向けて実態を踏まえた対応を検討していただきたいと思います。

2点目は、事故報告集計の公表及び事故防止対策、資料5についてでございます。

事故防止対策はこども園や幼稚園、保育園など、施設の特性を踏まえた対策を講じていく必要がございます。特に「その他の認可外保育施設」につきましては、施設によりまして設備あるいは時間帯など、その特性の違いが大きいと考えられておりますので、実態の把握を行っていただいた上で、適切な対応策を検討することが重要であると考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

茂木委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会から参りました群馬県の安中市長の茂木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうから、まずは1点、全国市長会では、今回の制度の見直しに当たりまして、現場を担う都市自治体の意見を十分に反映してほしいという思いがありまして、今後、意見聴取を構成市区でやまして、それを国に要望していこうという動きがありますので、ぜひよろしくお願ひしたいということです。

私自身、自治体を運営してまいりまして、保育に関しては今、一番皆さんが悩まれているのは、保育人材の確保でございます。これまでもお話がる出ておりますが、若い人たちが保育士を選ばなくなっている、保育の学校に行かないという状況がまずあるということにも聞こえてきます。やはり大変だと、その仕事量に見合った報酬がもらえないということ

を若い人たちが言っているという声が上がってきていますので、これは恐らく公定価格の見直しのほうにも影響するのだと思いますが、ぜひこの点はしっかりと見ていかないと、次世代、日本を担う子どもたちを健やかに育てるための人材が育たない、確保できないということは非常に深刻だと私も日々感じております。

また、関連しますが、今、保育現場で課題を抱えている子どもたち、いわゆる配慮を要する発達障害とか社会的養護とかというようにくくられている部分にはそれなりの支援があるとして、そういったところにどこにも当てはまらないけれども、明らかに配慮を要する子どもたちがふえているというのが現場の先生方の声で私は聞いております。こういった場合に、やはり分けるのではなくて、先ほどインクルーシブというお話がありましたが、そういうことが実現されていくのが私もいいと思っています。

そういった意味で、いわゆる加算とか加配といったことができていくだけの公定価格の見直しといたしますか、制度の見直しといたしますか、それはぜひともやっていきたいと思えます。

我々自身、市民の方々に、今、子どもたちは社会の宝であって、みんなでできることを出し合っていこう、力を出し合っていこうという機運をつくることも理解を進めるためにも必要だと思っていて、それにはどうした発信をしていくべきかということも検討していきたいと考えておりますので、その辺もぜひよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

森田委員、お願いします。

森田委員 本日からお世話になります全国保育協議会副会長、森田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは意見として参考資料2の16、17、18ページに出させていただいておりますので、またそちらもごらんいただければと思います。

まずは公定価格について、丁寧な議論をお願いしたいということでございます。積み上げ方式、そして、土曜日の開所、働き方改革と3点挙げさせていただいておりますけれども、また御一読いただければということと、あわせて、前回、長田委員のほうからも意見があったのですが、令和時代の財政のあり方に関する建議の資料のところ、中小企業と保育所、幼稚園等々が並べられており、各社会保障制度における公定価格の算定方式等についても包括方式、診療報酬、介護報酬等、そして、積み上げ方式に保育、公定価格とだけがあって、いわゆる社会保障の児童養護であるとか乳児院であるとか他の種別も出てこずに、あたかも保育、公定価格だけが積み上げ方式というような表も出されておりますので、そうしたところは今後、どなたが見ても公平性のある悪意のない資料をお出しいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それと、2番の外部搬入ですけれども、これは資料2ページにつけさせていただいております。29年8月8日に出させていただいております資料でございますけれども、0～2

歳児の外部搬入については、当然、組織としても反対をさせていただきたいということでございます。

それと加えて、もう一点、宿舎借り上げ（保育士宿舎借り上げ支援事業）について、長田委員のほうからも御意見があったかと思うのですが、ここについて5年から10年に延長していただいたかとは思いますが、今度は逆に頑張る頑張る待機児童ゼロにした場合、10年から5年に下げられてしまう。そうすると、7年、8年目の職員が約束したのに次の年には補助がなくなってしまうというような状況にございます。やはりそこは、お約束していただいたものについてはお約束していただいた年数、これを守っていただければと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会からやってまいりました山内です。よろしく願いいたします。大きくは2点ほど申し上げたいと思っております。

全般的には、これから10月から始まります無償化についてであります。もう大変現場のほうでは子どもたちの長時間化が進むのではないかなというようなことを懸念しておりますが、この資料の中に保育の長時間化などに関する保護者側の理解醸成というような記述があったかと思っております。何か長時間化を推し進めるような形の記述ではないかなというような心配をしております。

先ほど月本委員のほうからもありましたように、やはり子どもたちと保護者の方、親御さんとのかかわり方、その時間がいかに保障され、社会でも認められるかということは、特に乳幼児期に関しては大切なことだということに思います。本当に基本的な部分だということに思いますので、長時間化が当たり前になってしまわないようなことをここはしっかりと御議論をしていただきたいなということに思っております。

それとプラスして、そうなりますと、やはり今の保育士の働き方改革というのは本当に社会の中で一番最後に取り残されてしまうのではないかなというような思いがいたします。8時間労働であって11時間、12時間、13時間という保育の時間を守っている現場の先生たちもおります。

ローテーションを組みながら勤務を進めてはおりますが、やはり今までの各委員から出ておりますように、正職を希望する職員が少なくなっております。派遣であったり、パートであったりで13時間を何とか回しているという現場がほとんどでありますし、子どもたちへの責任の重大さ、そういうものを思うと正職がしっかりとその時間を守っていくということが重大になってまいります。

その責任の重さに押し潰されそうになっている現場であったりというようなことが実際に起こっておりますので、やはりその点については、ぜひこれからはっきりと特に11時間と8時間の差を正面から議論をしていただいて公定価格に反映させていただきたいと

いうように思います。

1点、これは質問なのですが、一番最後のページに書かれておりましたが、幼稚園で受け入れている2歳児を教育認定の対象とすることの可否について書いております。教育認定の対象という言葉について、私も初めてですので、もし御説明をいただければというように思っております。よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

ちょうど半分ぐらいになりましたが、2分でいくとそれぞれ終わりまできちっといけるように御協力ください。

では、山本委員、お願いします。

山本委員 ありがとうございます。

連合の山本です。

ここまで来ると、もう皆さん、委員からたくさん御意見があって、重ねて言うことも非常に時間がない中、はばかられますので、簡潔に申し上げたいと思います。

保育士などの処遇改善、賃金引き上げというのがまず大事だと思っていますので、公定価格の基本単価の中に人件費が、そして、処遇改善の中に賃金向上というのがちゃんと議論の中に含まれていくのかということを確認させてもらえればと思っています。

そして、土曜日の開所の扱いについては、サービス業で従事している労働者にとっては、やはり重大な問題だということを示した上で、ただ、いろいろな方法も工夫もあるというように思いますが、事業者が安易に閉所に動くことがないようにということを私たちは求めていきたいと思っています。

また、放課後児童支援員の処遇改善などについて、ぜひ検討を引き続きしていただきたいということ。また、財源、0.3兆円、その後ということについてもどうなっていくかということについては、やはり検討していくべきではないかと思っています。

それと、一つお聞きしたいことは、3歳児の職員配置改善加算の取得の状況についてですが、公立と民営それぞれでどれくらい取得が進んでいる状態か調査があるのか。また、ないようであったら調査していただければというようなこともお願いしたいと思います。

最後に、この見直しは本当に子どもの利益につながるということの観点がなくはだめだと、皆さん、口をそろえておっしゃってしまして、私も重ねさせていただいて発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

私からは3点でございます。

最初、資料3の4ページの「6. 地域子ども・子育て支援事業」の中で病児保育を取り上げていただきまして、ありがとうございます。

病児保育は法定13事業の一つでございますけれども、それがために、何度も言っていま

すが、病児保育、法定13事業の多くは保育所に付随しているもので、例えば保育士の待遇改善などは適用されるのですが、クリニック併設か、または単独型といった施設では、保育士さんの待遇改善策が適用されない。または施設の運営が、排除条件が出た場合は返還しなければいけないというようにいろいろな点がありますので、ぜひ少なくとも保育士さんの待遇に関しては、その保育所に勤務しているかどうかは別として、保育士全体に対して待遇改善策を適用できるというようお願いしたいと思います。また、ぜひ法定13事業から病児保育を切り離して本体事業のほうに組み込んでいただけたらよろしいかと思っております。ことしの秋には子ども家庭局を中心として調査を行われるように聞いておりますので、その結果を踏まえて、それを反映していただきたいと思います。

最近、地方団体から指定される以外に企業内の病児保育等がありますけれども、この場合、一番問題になっているのは医師連絡票といって病状を説明する連絡票が必要ですが、クリニック併設型であるとそこに医師がいますが、企業内病児保育の場合には医師が常駐していないということがあります。したがって、病児医師連絡票というのは必須の書類になりますので、その取り扱いを自治体によって医療情報提供書に利用される場合と無償でやってくれるという場合がありますので、ぜひ全国で統一して要支援児童のときの診断書のように一定の診療報酬をそこに適用するようにお願いしたいと思います。

第2点は事故でございますけれども、先ほどから無認可のところの事故が多いと言いますが、これは単に数字が3倍多いだけではなくて、預かる人数から類推しますと100倍近い差がある。非常にリスクの点から、危険率から見ると非常に高いものです。5年も何年も私がここに参加している限り、ずっと毎年同じ傾向でございます。これをこのまま何年も見逃していくということは非常に危険な制度を認めていることになります。しかしながら、一方では、そういった無認可の施設も幼児教育といいますか、保育事業に参加していますので、ぜひ健全とした経営のあり方をつくっていただきたいと思います。

3点目ですけれども、ゼロ歳児保育から病児保育もあるかもわかりませんが、夜間保育、延長保育といったことで長い時間預けるという制度がありますが、これは公定価格の問題、または女性の社会進出問題から必須なことのようには考えられておりますが、私はやはり子どもに対する愛着形成だとか医療の発達の間からも、きちんとしたディスカッションをすべきだと思うのです。

その意味では、野澤委員などが参加していただいて非常にいいかと思っておりますけれども、ここには小児科医の存在は私しかいませんので、ぜひ子どもの発達や愛着形成に精通した小児科医、小児科学会でも外来小児科でもいろいろな会で組織がありますから、そちらのほうからぜひ人材を入れて、子どもが中心の保育事業の確立を目指していただきたいと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

岡本委員、お願いします。

岡本委員 日本助産師会の岡本です。よろしくお願いします。

私からは2点です。

潜在保育士の再就職支援は、人材確保という点から非常に重要と考えます。再就職支援として資料4の41ページを拝見しますと、センターとの連携による潜在保育士のマッチング支援や就職相談などを行っていますが、離職期間が長い保育者ほど、現場への復帰について新しい保育指針が理解できるか、それから、現在の保育現場についていけるかという心配や不安が非常に多いというように聞いております。

今後、看護師免許等の保持者の届け出制度と同様の制度を導入するということですが、例えば看護師の復職の場合なのですけれども、日本看護協会などが協力して、離職中の看護師が医療現場に復職しやすい、復帰しやすいように全国規模で実研修的な研修会を開催するなどしております。ぜひとも離職保育者が復帰しやすくするためにも、就職相談とともに復職への不安を軽減できるような、また、保育の質を少しでも保障できるような保育現場に沿った研修会とか講習会などの開催に向けた補助、推進などもぜひ行っていただきたいと思って、検討してくださいということも願いたいと思います。

2点目です。子ども・子育て新制度施行後5年の見直しに係る検討事項の中で、中長期的な検討課題に、都道府県と市町村の連携強化や福祉の連携推進などによる地域における包括的な子育て支援体制の構築が掲げられています。日本助産師会では、児童虐待予防の観点から、また、出産直後からの子どもの心身の健全な育成支援の観点から、産前産後ケアの重要性及び法的位置づけの必要性について何度か発言させていただいております。

今回も地域における包括的な子育て支援体制構築の柱の一つとして、産前産後ケアを全ての母子が平等に、そして、良質なケアサービスが受けられるよう、ほかの省庁との連携のもと、体制づくりが推進されますよう、重ねてお願いしたいと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

尾木委員、お願いします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

私からは、資料3の4ページ「6. 地域子ども・子育て支援事業」の(3)一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業における居宅訪問型の実施が進まないというところについて、意見を申し上げます。

本日いただきました資料4のほうで拝見しますと、居宅訪問型保育の一時預かり事業について、実施箇所数は0カ所というようになっています。このことの要因の分析や実施の促進のための方策をぜひ検討していただきたいということなのですが、まず一つは、人材確保の保育者の要件というのが、訪問型が含まれる事業については病児保育事業以外はこの2015年度からスタートしたわけですが、その当時、認可事業としての居宅訪問型保育の研修とう保育者の資格要件というようなものしかなかったわけですが、現在、幼児教育・

保育の無償化に合わせて認可外の居宅訪問型保育事業の保育者の要件というものができて、保育士資格等はないにしても研修を受講するというような基準ができました。

ですので、こちらは一時預かり事業、認可外事業だと思いますので、そちらに置きかえることが可能なのではないかとすることは、検討に値することだということと、対象児童がやはりものすごく限定的になっています。これもほぼ居宅訪問型保育と同じ内容になっているのですが、やはりさまざまな子どもや子育て家庭がある中で、その時々ニーズというのは限定されたものではないのではないかと思います。例えば預ける先がない場合もありますし、子どもを預かりの場があるとしても、そこに連れていくこと自体が困難なケースというものもあると思います。こういったケースは利用できるサービスがなければ全く利用もされないわけですので、目に見えてこない。待機児童数のような形ではあらわれないので、なかなか課題として取り上げられないのですけれども、やはり全体としては少数のニーズであっても、さまざまなニーズに対応していく施策というものをぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書に記載をさせていただきました。まず資料3の5年の見直しに関する件でございますが、認定こども園の施設基準については、さまざまな御意見があるかと思いますが、質の確保というところから、十分に慎重に御審議をこれからも継続していただければと思っております。

また、あと保育教諭に関する両免の資格の取得については、インセンティブがとれるような形で御協議をしていただければと思っております。

あと公定価格に関するソフトであります。現状、29年度版でとまっております。幼児教育の無償化が10月から始まる部分において、各施設においてはいろいろ協議する場面が必要かと思っておりますので、ぜひ更新をしていただければと思っております。

あとは人材確保の件で、ここは記載をされておきませんが、昨日、仙台でいろいろ協議する時間がありました。その中には土曜日の共同保育による実施について、さまざまなところで運用改善をしていただいておりますが、企業主導型保育事業については、そこが該当していないというような声がありましたので、御協議をいただければと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 秋田県大館市の教育長を務めている高橋でございます。

検討課題から若干外れるかもしれませんが、私が所管するところは義務教育でございます。

すので、その立場から改めて、子ども・子育て支援新制度施行5年の成果について、一つ報告させていただきます。

大館市は人口減少、少子高齢化、過疎化など、典型的な消滅可能性都市と言われております。そのため、それを脱するため、大館市では、教育目標を未来大館市民の育成、これ1点に絞って取り組んで、ふるさとキャリア教育を展開して9年目になります。人材育成教育ですので0～18歳までを一貫して育成することが不可欠であり、就学前の教育の充実と小学校への連結部分は特に力を注いできた部分でありますし、結果的には最も教育効果の高い一つでございました。

実例を挙げますと、ここ5年ほど、小学校1年生の学級崩壊が見られなくなっただけでなく、4月に入学、5月からは学び合いの体制に入れる1年生に育っております。これは新制度がもたらした保育・幼児教育の質の向上と就学前教育と小学校の共同教育体制がもたらした画期的な成果だと受けとめております。決して小学校教育の前倒しというようなレベルの話ではないというように受けとめております。

新制度移行5年目の見直しに関しましては、総論的になりますが、幼児教育・保育の無償化を契機として、就学前教育体制の一本化にさらにできるだけ進めていただきたいというのが1点。

及び見直し案は、大館のような極度な少子化や財政基盤の脆弱な地方都市にも配慮した案にしていいただければ大変ありがたいなと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

中正委員、お願いします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

私のほうから3点ございます。

まず1点目、資料3のところの各委員からも出ておりましたが、保育人材の確保のところでございます。

土曜日利用とか長時間保育に配慮した勤務環境など、働き方について御検討項目に入れていただいているのは感謝しております。また、処遇改善加算など待遇加算についてもどんどん現場で働く職員の待遇が改善されていることには本当に感謝しております。

しかし、ハーズバーグという動機づけ衛生理論を発表した方によりますと、処遇や待遇の改善は不満足の解消にはつながりませんが、動機づけにはならないと言われておりますので、やはり承認とか達成という仕事に対する満足感につながることに結びつけていくべきではと思っております。

乳幼児期にかかわる仕事はすばらしい仕事なのだから、子どもたちの未来にとってとても大切な仕事なのだというを私たち団体としてもアピールしていきたいのですけれども、国においてもぜひ保育人材は大切な仕事であるということの啓発活動をお願いしたいということが1点目です。

2点目です。「5.地域型保育事業」のところの連携施設制度のあり方のところですが、以前、認可外ではあるが地方自治体が独自で認める施設は連携施設としてはどうかという動きがあったと思いますが、現在、どのような位置づけになっているかという御質問でございます。

3点目です。「7.その他」、中長期的な検討課題のところですが、保育所等の閉鎖の対応の期日をしていただいているのですが、待機児童対策で多くの施設が開設されてきた中で、一方、子どもはどんどん減っている状態です。年々、子どもたちの入所が厳しい施設も出てきていますので、閉鎖による子どもたちや保護者に対する影響が大きくならないように、事業譲渡の仕組みとかスピード感を持って行っていただきたいということでございます。

以上、3点でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

水嶋委員、お願いします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

まず先月実施されました経営実態調査についてですが、地域型保育事業所調査票では、第42回の子育て会議での意見が反映されていて、とてもわかりやすくなっていました。記入の流れの中に事業類型ごとの該当ページがまず示されていたことはとてもありがたかったです。手引きが詳しくて、それに沿って記入していけば無理なく書き込めるようになっていました。ありがとうございました。

施行後5年の見直しに係る検討についての3ページの5、地域型保育の(2)(3)(5)について申し上げます。

(2)の家庭的保育等研修の受講要件の柔軟化についてですが、家庭的保育補助者には基礎研修または子育て支援員研修の受講が義務づけられていますが、研修の機会が年に1回しかないなど限られていますので、補助者になる方が保育士である場合は研修受講後でなければ雇用できないのではなく、雇用した後に直近の研修を受講することで対応できるようにしていただくことを提案しました。このことは早急に認めていただきたいです。

次に、(3)については、居宅で家庭的保育を実施している事業者には、ハード面などの理由で自園調理に対応できない場合が多いので、外部搬入などの方法も進めていくことが必要かと思えます。

また、(5)の連携施設制度のあり方ですが、これは事業者の力だけでは難しく、自治体の関与が必要ということです。特に家庭的保育では、代替保育の役割は大きく、連携施設がないことで休みがとれない保育者もいます。また、卒園後の受け入れ先の確保も重要な課題です。自園調理に関しての(3)や連携施設制度のあり方についての(5)については、自治体の成功事例を紹介するようなことが有効ではないかと考えます。

以上です。よろしく申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

安河内委員、お願いします。

安河内委員 全国児童養護施設協議会の副会長の安河内と申します。

2つあります。

1つは、資料3の1ページの(7)で最後に地域における包括的な子育て支援体制の構築とありますが、この件に関しては2年前に児童養護施設に関する「新しい社会的養育ビジョン」が打ち出されまして、今年度末、令和2年の3月末までに、各都道府県社会的養育推進計画をつくるようと言われていています。各都道府県では、それに向けて頑張っています。

この中で、一番大きなところは、これまでの児童養護施設の機能が養育中心から地域支援、特に支援機能を中心にやるように変わりつつあるのです。児童虐待とか子どもの貧困とか、そういうことに対して児童養護施設が地域の支援の中心的な存在になるようにというように仕組みが変えられていきますので、この件に関しては、児童養護施設も保育園等と組んで一緒に仕事をやることができるだろうと思います。

2番目に、資料3、先ほどから保育人材の確保ということについて皆さん言っておられましたが、児童養護施設の場合は保育園と一番違うところは、児童養護施設の場合は家庭の代替なのです。したがって、保育園や学校に行っているときは余り仕事がない。仕事がないというもおかしな話なのですが、むしろ家庭のかわりですので、職員の出勤は基本的には大体朝の6時半ごろに出勤して3時間、9時半ごろまで働く。それから、子どもたちが学校に行くと、その間は長い休みです。断続勤務で夕方の4時ごろ出勤して夜の9時ごろまで働く。ただ、9時で帰れることはほとんどありません。したがって、先ほどどなたかが働き方改革の取り組みが遅れているのではないかと心配していましたけれども、児童養護施設の取り組みが遅れていると思います。

児童養護施設は先ほど言いましたように、子どもがいるときに働かなければいけないのです。そういうことになると、一番心配なのは結婚・出産・子育て、特に女性の職員の場合は、特に出産の場合はもう仕事を継続することはできない、やめるということが多いです。これは非常にもったいない。例えば大学を卒業して七、八年たって本当に力がついた職員が結婚してやめていく。これは社会的にも非常に問題なのです。だから、児童養護施設の場合は確保というよりも定着、こちらのほうが問題になってきます。したがって、そのことについて職場環境の整備をぜひお願いしたい。最終的には人員基準の問題だろうとは思いますが。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、羽柴代理人、お願いします。

羽柴代理人 日本商工会議所でございます。

本日、委員が所用により欠席のため、代理で発言させていただきます。

また、5年の見直しのポイントと少し異なる視点からの発言でございますことをお許し

くださいませ。

先ほどから皆様からお話がありましたように、幼児教育・保育の無償化が間もなく開始されますが、現在の子育てプランに基づく取り組みの着実な実行はもとより、無償化以降の就業希望の増加等に伴う保育ニーズの動向を踏まえて、早期に待機児童ゼロの実現を期待するところでございます。

2つ目に、企業主導型保育事業については、ある程度の量的な整備は計画どおり進んでいるというように認識をしておりましたけれども、残念ながら、保育の質、事業の継続性、あるいは助成金の不正受給など、残念ながら課題が顕在化しております。

3つ目に、昨年来、政府におかれましては検討委員会でさまざまな対策をまとめられ、その中では審査体制・指導監査の強化、あるいは自治体との連携強化などの対応策を検討いただいております。この検討いただいたことを速やかに実行に移すとともに、現在の実施機関における業務運営上の課題を洗い出しまして、適正な実施体制を構築し企業主導型保育事業の本来の目的のもとに適正な運営がなされることを期待申し上げます。

私からは以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

濱名代理人、お願いいたします。

濱名代理人 全日本私立幼稚園連合会、濱名でございます。

水谷委員の代理として5点、述べさせていただきます。

今年度、5年の見直しにおいて検討すべき項目は、現在までさまざまに挙げられています。そして、今回の検討事項の項目立てはおおむねうまく取りまとめていると思います。

その中で、子ども・子育て支援法の目的として挙げられている支援事業は、全ての子どもとそれを養育している者になっています。そこには必要な支援を行い、全ての子どもが健やかに成長することを目指しています。今後、5年間の見直しの中で教育・保育給付と施設等利用給付を軸に、偏りなくバランスのよい項目立てになるように御配慮ください。

2点目です。7の2、その他に当たります。子育てについての第一義的責任は父母にあることを教育基本法、子育て支援法、民法等にうたわれています。その前提のもとで保育標準時間・短時間の区分は、長時間になることを是としたものではなく、家庭の事情や就労によって保育を利用することがやむを得ない事情のもとで設定されていると言えます。つまり、乳幼児が預けられる時間は子どもの健全な育成を配慮して最小限の時間を前提とすべきです。

愛着等、今もたくさんの意見がございましたが、愛着等の子どもの健全な育成という観点で保育時間の適正もしくは上限となる時間はどの程度なのかということを検討、研究するような項目もぜひ取り入れていくべきだと考えます。

新制度施行5年の見直しに際し、保育の長時間利用に対する育ちの短期的なだけでなく中期的、長期的な検証をする調査が行われることを強く要望いたします。

2の3でございます。公定価格の検討事項1に挙げられている地域区分については、就学前教育、保育の事情を十分勘案した区分設定が必要であることを多くの設置者が望んでいます。積極的に取り組み、検討していただきたいと思っています。

6の5でございます。地域子ども・子育て事業の項目において、特別な支援を必要とする1号児や無償化によって発生する新たな新2号児の預かり保育、一時預かりについて、幼稚園や幼稚園型認定こども園の教育時間外における加配、保育者の人件費補助も検討事項に挙げていただきたく存じます。

5点目です。公定価格の中長期的な検討課題になりますが、2号児の増加による減収問題を検討していただきたい。2号、3号児による減収問題を検討していただきたいです。認定こども園の園の規模によっては、1号から2号への認定移動で大幅な減収となります。これは認定こども園中規模以上で2号児と3号児の利用定員の合算した公定価格の単価設定となっており、3号児であれ、2号児であれ、定員増をすると同時に2号児、3号児の公定価格の基礎単価が下がり、減収となります。

待機児童解消のため、2号児、3号児を積極的に受け入れた結果、公定価格の単価の低下による減収となる仕組みはぜひ是正していただき、適正化にしていきたいと思います。永続的で安定的で質の高い連携のための公定価格のあり方も見直す項目も具体的に取り入れ、御検討いただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

弘田代理人、お願いいたします。

弘田代理人 山口県子ども・子育て応援局長の弘田でございます。

本日は村岡知事が公務の都合により出席ができませんので、代理として発言をさせていただきます。

私からは3点ほど申し上げたいと思います。

まず認可外保育施設の認可施設への移行促進についてです。10月の幼児教育・保育の無償化の実施に伴いまして、認可外保育施設については、経過措置により指導監督基準を満たさない施設も5年間は無償化の対象となります。しかしながら、全国の認可外保育施設の状況を見ますと、指導監督基準を満たしている施設の割合は全体で5割強にとどまっています。幼児教育の無償化に関する協議の場でも、全国知事会の意見として述べさせていただきましたが、国においては、認可施設への移行に向けた支援策を拡張することとされていますが、移行の実態を踏まえつつ、教育・保育の現場や地方の意見をしっかりと聞いていただき、必要に応じてさらなる対策が講じられるよう、対応をお願いしたいと思っております。

次に、保育人材の確保についてです。無償化の実施に伴う保育需要の増大によりまして、保育人材の不足が想定をされております。保育人材の確保に向けまして、保育士等の処遇改善、キャリアアップを促進するための研修体制整備に対する支援の充実、潜在保育士の

就職、再就職支援の強化、離職を防止するための働きやすい環境づくりなど、さらなる対策を講じる必要があると考えています。

最後に、さらなる質の向上のための0.3兆円の財源の確保についてです。10月から栄養管理加算の拡充が行われる等、0.3兆円メニューの一部が前進したところではありますが、延長保育の充実や1歳児、4歳、5歳児の職員配置の改善といった先送りとなっている残りのメニューにつきましても早急に実現されるよう、引き続き財源確保についてお願いします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

委員からの御質問に対して、それでは、今度は事務局のほうから御回答をお願いいたします。

八田参事官 内閣府でございます。

本日は委員の先生方から本当に数多くの意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。冒頭申し上げましたように、これから年内に向けて、この議論を進めていくという形になっているところでございます。

今回の事務局の整理におきましては、委員の先生方の御意見をできるだけ幅広く取り上げようということで、かなり項目を多く取り上げさせていただいているところでございます。また、きょうもいろいろ御意見いただいたところでございます。これをどうやって年末までにこなしていくのかというのは非常に難しい課題だと思っておりますし、また、きょう、例えば野澤先生などからも制度検証の変化の効果などにつきましても、もう少し中長期的に議論しないとなかなか難しいのではないかと御意見もいただいたところでございますので、次回以降、この事項について検討を進めていく形になるところでございますけれども、進め方につきましては、秋田会長などとも御相談しつつ、効果的な議論が進むような準備を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

1点、山内委員のほうから御質問いただきました1ポツの(2)で教育認定という言葉でございます。言葉が足りないかもしれませんが、教育標準時間認定、いわゆる1号認定というような意味合いでここは書いているものでございます。

西川参事官

処遇改善の関係ですけれども、ここ数年、メニューがふえてまいりましたので、この秋にとりまとめる予定の経営実態調査において、あわせて処遇改善に関してもきめ細かく調査させていただいています。その結果の集計により実態が見えてくる、御報告できるのではないかと考えています。

次に、いろいろな様式の標準化という話が、複数の委員からございました。就労証明書とか、施設から市町村のほうに申請する給付の申請様式、処遇改善の研修の認定様式という話もございました。様式の標準化とか手続の標準化ということは一つのキーワードと思って進めていますが、一方、地域の実情との兼ね合いもあります。一部先行して進めてい

るところもありますが、全体として進めたいと思います。

次に、事故の関係で、きょうは資料をお配りさせていただいたところです。自治体の方から保護者への配慮ということで御意見がございましたけれども、本日配布した有識者会議報告書の中にも保護者等、十分に心情を配慮しながら検証報告をつくっていくとか、悩みながらやってらっしゃるということが資料の7ページとか8ページにも記載されているところです。

私どもも自治体の方と年に1回ぐらい、そういった悩みを共有する場を設け、再発防止に向けた検証報告制度をどう進めていくかを丁寧に考えてまいりたいと思っています。

次に、3歳児の配置加算の状況というお尋ねがありました。直近では保育所で87%程度ということで、この1月に子ども・子育て会議のほうにも出させていただいた資料の中で書かせていただいています。

それから、私どもに幾つか自治体等々から御質問が多数寄せられていることについて、この場をかりて御紹介というか御説明させていただければと思います。

3～5歳の子どもさんの基本分単価ということで、副食費、去年、この会議で議論させていただきました。副食の食材料費につきましては、保育料に含まれていた分として月4,500円、それから公費として負担していた680円というものがございまして、今回、5,180円ということで基本分単価から減額するということです。

一方、各施設に対しましては、我々の考えとしては、4,500円を目安として各施設で設定して保護者に御負担いただくことが合理的ではないかということでお示しさせていただきました。この部分に食い違いがあるのではないかとご照会をいただいています。

この1月の子ども・子育て会議に保育所等の運営実態に関する調査結果の速報値も出させていただいてございますけれども、副食費の実態調査、各園で月に、3歳から5歳は4,700円程度、0歳から2歳が4,350円程度という調査結果、それから、主食費は月700円程度という調査結果でございましたので、そういったことで、これまで保育料として含まれていた4,500円ということが適当ではないかと整理させていただいたところです。

一方で、今回、食育や保育の充実ということですので、栄養士さんの加配だとかチーム保育推進加算だとか、年収360万未満の世帯あるいは第三子の方々に対しましてしっかりと給食費については加算していくことで対応させていただいたところです。

いずれにいたしましても、10月から無償化施行前にいろいろな通知文だとか告知文がおくれておりまして、自治体の方、市町村の方に御迷惑をかけているところにつきましては、おわびしたいと思います。

もう一つございます。子ども・子育て会議で前回、前々回と基本指針の見直しということで随分御議論いただいたところです。これもおこなっているところですが、9月の1週目には大臣告示という形で正式にまず無償化にかかわる部分につきましては、告示をさせていただきます。9月の第2週目に無償化とかかわらない社会的養護の部分などのところを官報で告示させていただく予定です。

秋田会長 ありがとうございます。

どうぞ。

矢田貝保育課長 厚生労働省の保育課長でございます。

中正委員のほうから施設の連携先についての御質問がございましたが、お答えいたしますと、省令改正は既に行っておりまして、本年4月1日から定員20人以上の企業主導型もしくは認証施設についても連携施設に設定してよいというように措置をしているところでございます。

また、その他で、今日は保育士確保について多々御意見いただいたり、また、公定価格、一時預かりの充実、病児保育等々、さまざまな御意見をいただいております。それについては次回以降、この場でも御議論をしていただければというように思っております。そのための資料も内閣府と連携して準備していきたいと思っております。その中で、例えば保育士確保のための宿舍の借上げの条件みたいなところについては予算事項のようなものもございますが、そうしたものについても御意見を踏まえまして受けとめて検討していきたいというように考えているところでございます。

最後に、駒崎委員からいただいた御意見の中で、臨時休園の基準を作るべきというような御意見をいただいております。これについて、この年末までのところで間に合うかはわからないのですが、我々としてもそこは問題意識を持ってございまして、今、各自治体に対して取り扱いの実態を把握するための調査をきちっとしたいと思っております。それを踏まえまして、必要な対応ということを考えていきたいというように考えてございます。

また、駒崎委員の御意見の中で保育所の中で児童発達支援ができるようにということ、そのものにつきましては少し中長期的な議論が必要なのかと思っておりますが、やはりインクルージョンを進めていくという観点では御議論いただきたいと考えてございますし、ソーシャルワークということも重要な検討課題と考えてございますので、そうしたことについては、この場でも御議論いただければと考えているという次第でございます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

お願いいたします。

小松健全育成推進室長 子ども家庭局の子育て支援課でございます。

奥山先生から地域子育て支援拠点事業の多機能化と利用者支援事業の量的拡充についての御指摘をいただいております。

多機能化につきましては、既に予算上は加算制度というのはございますけれども、なかなか自治体の取り組みが進んでいないというのが現状でございます。自治体の取り組みの促進策について検討していきたいと考えております。

利用者支援事業の量的拡充についても同様でございます。

中川先生から、放課後児童支援員の認定資格についての御指摘がございました。確かに職員の基準が参酌化されましたので、経過措置については先生が御説明されたとおり、もうなくなるということですが、一方で、参酌化を踏まえて質をそれでも維持をするという観点から、非常に認定資格の受講促進というのは重要でございます。予算上の措置や、受講機会の拡大といった観点からも検討を進めていきたいというように考えております。

最後に、山本先生から放課後児童支援員の処遇改善も重要だという御指摘をいただきました。当然、保育と同じように放課後の分野でも人材の確保、育成というのは重要でございます。課題として受けとめております。

以上です。

秋田会長 どうぞ。

山本委員 御回答ありがとうございました。

3歳児の配置改善加算について御質問したのですが、質問の趣旨がうまく伝わっていなかったようで、申しわけありません。公立と民間でそれぞれについての状況についてどうかという御質問だったのですが、また今回ではなくてもいいので、今後、お答えいただければと思っています。ありがとうございます。

秋田会長 では、次回以降にということで、ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。皆様の御協力で時間内に無事終了いたしまして、ほっとしております。新制度実施5年の見直しに係る検討については、委員の皆様からの御意見を踏まえながら、本日、御提示のあった検討が必要と考える事項に記載の事項を中心に、次回以降の会議において御議論いただくことといたしたいと思っております。

それでは、第44回「子ども・子育て会議」を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。